

介護予防訪問看護事業所 監査結果

平成28年11月24日現在(「事業所所在地」「事業所名」は監査日現在)

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	文書による勧告の内容	勧告に対する 是正状況	備考
有限会社 ケアネットサービス	室戸市	訪問看護ステーション あすか	H28.10.6	<p>当該事業所が指定を受けた平成28年10月1日から、監査等実施日である平成28年10月6日までの期間の看護職員の員数が常勤換算方法で2.5以上ないことが認められた。</p> <p>このことは、高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第9号)第67条第1項第1号アに違反する。</p> <p>看護職員の員数が常勤換算方法で2.5以上配置されていないので速やかに改善すること。</p>	勧告事項改善 済	